

## 報告事項

自己情報不開示決定処分取消請求事件について

このことについて、自己情報不開示決定処分取消請求事件3件に係る判決言渡  
がありましたので、別紙資料に基づき報告します。

平成24年11月5日

教 職 員 課

平成24年11月5日  
教 職 員 課

## 自己情報不開示決定処分取消請求事件について

このことについて、平成24年10月25日（木）、名古屋地方裁判所において、県勝訴の判決が言い渡されましたので、報告します。なお、本判決は、審理が併合されていた2件の訴訟事件に係るものです。

### 1 当事者

原告 安城市在住の県民

被告 愛知県（処分行政庁 愛知県教育委員会）

### 2 事案の概要

原告が個人情報保護条例に基づき、2度にわたって同じ対象文書を自己情報開示請求したところ、県教委が同文書には、訴訟に係る事務に関する情報が記載されていることを理由として、2度とも不開示決定をしたため、これらの不開示決定の取消しを求めて、2件の提訴をしたもの。

※ 対象文書は、県教委の職員が作成した、原告の情報開示請求に係る言動等が記録された文書であり、「日記」と呼ばれる。

### 3 判決の概要

#### 【主文】

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。【**県勝訴**】

#### 【理由趣旨】

本件対象文書である「日記」には、所属名、担当者名、日時・場所、原告との会話内容、原告の表情・態度・心情等が記載されている。被告は本件日記を基に、事実主張や書証提出を行ったり、原告の主張や供述の信用性に関する弾劾証拠として用いたりすることを検討しており、本件日記には、被告が行う訴訟に係る事務に関する情報が記録されていることは明らかである。

したがって、本件日記に記録されている情報が開示されると、被告の主張立証活動に支障を来す可能性があり、被告の当事者としての地位を不当に害する恐れがあるから、本件各開示請求に係る保有個人情報、本件条例第17条8号ロの不開示情報に該当し、本件各不開示決定は適法である。

### 4 控訴期限

平成24年11月8日（木）〔予定〕

平成24年11月5日  
教 職 員 課

## 自己情報不開示決定処分取消請求事件について

このことについて、平成24年10月25日（木）、名古屋地方裁判所において、県勝訴の判決が言い渡されましたので、報告します。

### 1 当事者

原告 安城市在住の県民

被告 愛知県（処分行政庁 愛知県教育委員会）

### 2 事案の概要

原告が、「春日台養護学校が保管している原告に関する裁判書類一式」を自己情報開示請求し、対象となる保有個人情報の「不存在」を理由に不開示決定処分を受けたところ、当該処分の取消しを求めて提訴してきたもの。

### 3 判決の概要

#### 【主文】

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。【県勝訴】

#### 【理由趣旨】

春日台養護学校が原告に関する裁判書類一式を保管していると認めるに足る証拠はなく、本件開示請求の対象である保有個人情報の存在を認めることはできず、本件処分は適法である。

原告は、「春日台養護学校は別件訴訟の当事者であるから、別件訴訟の裁判書類一式を当然保管しているはずである」旨を主張するが、県立学校に関連する訴訟が提起された場合には、その訴訟に対する対応は、当該県立学校自身ではなく、県教育委員会の担当部署が行うものとされており、裁判書類も当該担当部署が保管するのが通常であると認められ、原告の主張を採用することはできない。

### 4 控訴期限

平成24年11月8日(木)〔予定〕